

議案第116号

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間とする。

- (1) 大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業 2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）
- (2) 国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業 3年

(教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に

置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)

- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）
- (4) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (5) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (6) 学校教育法第134条に規定する各種学校
- (7) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が職員の公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設
(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として提携している外国の地方公共団体において行われる当該地方公共団体との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの
(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えな

い範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることで、十分な意思疎通を図るものとする。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱い)

第11条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「職員退職手当条例」という。）第10条の4第1項及び第11条第4項又はさいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号。以下「教職員退職手当条例」という。）第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、職員退職手当条例第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第16条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員退職手当条例第11条第4項又は教職員退職手当条例第18条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の廃止)

2 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前のさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（さいたま市職員定数条例の一部改正）

4 さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（職員の定数）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条の規定に基づき、団体に派遣されている職員、<u>さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第 号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員</u>がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">（職員の定数）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条の規定に基づき、団体に派遣されている職員<u>又はさいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員</u>がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。</p>

(さいたま市教職員定数条例の一部改正)

5 さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定数) 第3条 [略] 2 前項に規定する教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第 号）第2条</u> の規定により自己啓発等休業をしている者 (4)～(6) [略] 3 [略]	(定数) 第3条 [略] 2 前項に規定する教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）第3条</u> の規定により自己啓発等休業をしている者 (4)～(6) [略] 3 [略]